

時 報

農林省の豚肉価格安定対策 海外輸出と食肉処理販売会社の設置

農林省は肉豚価格の暴落を除ぐため、畜産振興事業団を通じて豚枝肉、肉豚の買上げ保管行うなど価格安定事業を進めてきたが、このほどさらに同事業団を中心に ①冷蔵保管中の豚肉を海外輸出する。②と殺から肉処理加工まで1貫して行う食肉処理販売会社を設置する。などの対策を決め具体化を急ぐほか、市況に影響しない消費促進方法として大都市における豚肉の学校給食の実施も計画している。

同省ではこれによって生産過剰の豚肉の消化をはかり、流通機構の合理化を推進し、長期的な需給調整、価格安定を期すことにしている。

豚肉の海外輸出

2月下旬から全国の主要食肉市場や指定肉豚産地で畜産振興事業団による豚枝肉や肉豚の買上が行なわれているが、5月22日現在の買入れ合計は82,080頭(精肉換算約3,200トン)に達し、東京芝浦市場の1ヶ月分を上回る数量が冷蔵保管されている。

このため、東京はじめ大阪市場でも4月以降規格ものの枝肉価格は最低基準価格(kg当り225円=大阪)をかろうじて維持しているものの、当初の予想を上回る多量のストックをかかえ、事業団の放出を見越しこれが市場圧迫の材料ともなり、早急には相場の立直りを期待できない状況となっている。また事業団が買入れ資金として農林中金から受けた融資額も8億円に達し、資金的な負担も無視できなくなった。

また現在までの事業団の買入状況も3月末までに2万頭(1日当り1,100頭程度)、4月までに5万3,000頭(同1,200~1,300頭)が5月に入っても予想を上回り、1日約1,500頭程度の買付けが行なわれ、今後も6月中旬までにさらに3万~5万頭分の実施を予定している。

このような事態から、農林省では豚肉の消費を国内市場に求めるのみでなく、このほど保管肉の海外輸出の方針を決め、すでに事業団が貿易商社を通じ、

中南米、ソ連、香港などで海外市況調査や引合いを始めている。また海外の豚肉相場は現在基準価格を上回っているといわれ農林省でも期待をよせている。

食肉処理販売会社の設立

豚肉の流通は現在養豚農家から豚が消費地のと畜場へ送られ、さらに卸売りを経て部分肉に処理されているが、この間には流通経費が多くかかり、衛生や労働力確保の面でも問題が残されている。とくに消費市場から遠い地域では、安定基準価格にもかなりの差があり養豚経営を不利にしている。そこで、農林省では事業団に交付される競馬益金の一部を活用し生産者団体、地方公共団体からの出資を合わせて5億円の食肉処理販売会社を設立、主要産地に大規模な一貫処理工場をつくることに内定した模様である。

ここではと殺から部分肉、内臓などの処理、加工までを合理的に行い、製品を消費地へ運び卸売りする予定。

農林省ではとりあえず九州に1カ所新設(処理能力は福岡市場の2倍の一日当たり(豚600頭、牛馬100頭を計画)することにし、事業団の代行機関として肉豚の産地買い上げを行ない、現在の中央との価格差40円の鹿児島のは是正についても助力することになる模様である。

県南部に豚の伝染性胃腸炎発生

さる4月中旬から県下南部地域で豚の伝染性胃腸炎が発生して養豚家に恐れられている。現在までの発病頭数は5月末までに379頭で、うち50頭が死亡し、特に仔豚の死亡率が高く、予防、治療薬が現在発見されていないため、県畜産課ではとりあえず豚舎には消毒盤を設け、管理する家族の者以外を近づけないよう警戒を望んでいる。

この病気は最初16年前にアメリカで発見されたウイルス性のもので、日本へは昭和31年に入り32年かけて流行したが、岡山県では今年初めての発生

岡山畜産便り 1962.06

で、県畜産課に入った発生の報告では、4月14日岡山市牟佐で64頭（うち44頭へい死）、同26日西大寺市九幡で129頭（うち4頭へい死）、5月16日児島市稗田で27頭（うち1頭へい死）の379頭に上っており、このほかにもまだ未報告のものもかなりあるのではないかとみられている。

この病気の病状は、最初40度以上の発熱が突発的にあり、1日程度で下熱した後胃腸炎の症状が発症する。主な症状は食欲の減退、激しい灰白色の水様下痢が突然みられ、中には嘔吐するものもある。経過が長くなるにつれて下痢便は黄褐色あるいは黄緑色となる。下痢がはげしいため、渴を覚え、体は脱水して毛つやが悪くなりやせてくる。哺乳母豚では泌乳が止まる。

潜伏期は1～8日で、2～4日のものが最も多いようである。潜伏期間の短いのがこの病気の特徴で、飼育豚前頭が一時に発症する。経過は極めて短く2～5日が大部分で、親豚は殆んど快復し、生後1週間以内の哺乳豚は100%死亡し、3～4週令では40～60%の死亡率といわれる。

予防、治療については農林省家畜衛生試験場でも研究されているが現在まだ適確な方法がなく、今後、秋の子豚生産時期にかけて県下にさらに伝はんする恐れも考えられるので、豚舎を清潔にして、豚の購入の場合には、特に警戒を厳重にすることが大切である。

ランドレース種豚の繁殖計画きまる

昨年10月と11月の2回にわたりスウェーデンから輸入されたランドレース種豚は、酪農、和牛両試験場へ雄5頭、雌25頭が導入され、現在純粋繁殖によってすでに数十頭の仔豚が生産されている。県でも今後も純粋繁殖によって、指定した地域で急速な増殖を図っていく方針を立てているが、このほど具体的な繁殖実施要領が定められ、これによって計画的な増殖、種豚の払下げを行ない、養豚振興をはかって行くことにしている。実施要領はつぎのとおり。

ランドレース種豚の繁殖実施要領

（目的）

第1 輸入ランドレース種豚の合理的改良繁殖を促進して、将来の食肉需要に対応した肉豚を増産し、農家経営の安定を図ることを目的とする。

（方針）

第2 ランドレース種豚は、北欧で改良された加工用の優良な種豚であるが、これを本県の環境風土と養豚農家の一般的飼育条件に適応させて、農家所得を増大するためには、施設、環境、経験、技術等を具備した繁殖機構を必要とする。

（2）繁殖は、当分の間純粋繁殖による原種の増殖に留め、3代以上を経過したものを一般養豚農家で繁殖に供し、3カ年計画で約6,000頭の種豚を確保する。

（3）1代雑種（ランドレース種と中ヨークシャー種の雑種）の内豚利用については、豚の品種改良を混乱させないよう適格な試験成績の結果を得て考慮することとし、中ヨークシャー種は生肉用としてなお一段と体型資質の改良増殖を図る。このため種豚登録事業を推進強化する。

（繁殖機構）

別記

（様式第1号）

年 月 日
岡山県知事 殿
所在地
指定種豚場名
代表者 氏 名 ㊟

ランドレース種豚払下申請書

岡山県指定種豚場設置要綱（昭和37年岡山県告示第293号）第4条により下記のとおりランドレース種豚の払下げを申請します。

記

1. 性別、頭数
2. 払下希望年月日

（様式第2号）

年 月 日
岡山県知事 殿
住所
氏 名 ㊟

ランドレース種豚廃用払下申請書

肉豚として飼育管理するため、下記のとおりランドレース種豚の廃用払下げを申請します。

記

1. 性別、頭数
2. 払下希望年月日

岡山畜産便り 1962.06

第3 県は適地を選定して県指定種豚場を指定し、数カ市町村を区域とするランドレース繁殖地域を造成する。

ランドレース繁殖地域造成計画区域内に県指定種豚場の下部組織として、市町村又は、農業協同組合の指定する地区指定種豚場を設置する。

(1) 県指定種豚場

岡山県指定種豚場設置要綱に基づき設置する。

(イ) 運営と助成

市町村又は農業協同組合若しくはこれに準ずる者で、知事の適当と認める者が運営するものとし、組合等の設置するものについては市町村は積極的な援助をするものとする。

(ロ) 施設構造

- I 豚舎は、通風採光がよく、豚房の広さは焼く9平方メートル程度で10豚房以上を設ける。
- II 床はコンクリートとして糞尿を分離し、分娩およびほ乳に備えた衛生的構造とする。
- III 豚房の間じきりは、1米上（デンマーク式で便所の間じきりは適当）とし、種雄豚房は別棟と同棟とするときは種めす豚房との間じきりを高くする。
- IV 運動場は豚房の広さの5倍以上の広さを理想とするが、別に放飼場を設けてもよい。
- V サイロ、及びたい肥舎は必要な構造、規模のものとする。
- VI 横20糎、縦1米以上の大きさの看板に「岡山県

指定種豚場」と掲示する。

(ハ) 飼料の需給

畑作改善により自給飼料の増産を図り、所要飼料の30%以上を自給するよう努める。

(ニ) 生産種豚の配付

指定種豚場で生産した種豚は、原則として地区指定種豚場へ配付する。

(2) ランドレース繁殖地域

養豚飼料の自給度が高く、その地域内の市町村、又は農業協同組合が具体的な養豚振興計画を持ち、且つ積極的な対策の講ぜられる可能性がある地域とする。

(3) 地区指定種豚場

市町村又は農業協同組合が指定、助成、指導して管内に設置し、県指定種豚場から原種豚の配付を受け、生産種豚を繁殖養豚農家へ販売するもので、構造、規模は県指定種豚場に準ずる。

(繁殖方法)

第4 繁殖は、個体選抜と能力検定に基づいて、純粋繁殖により、年2回生産することを標準とし、次のとおり実施する。

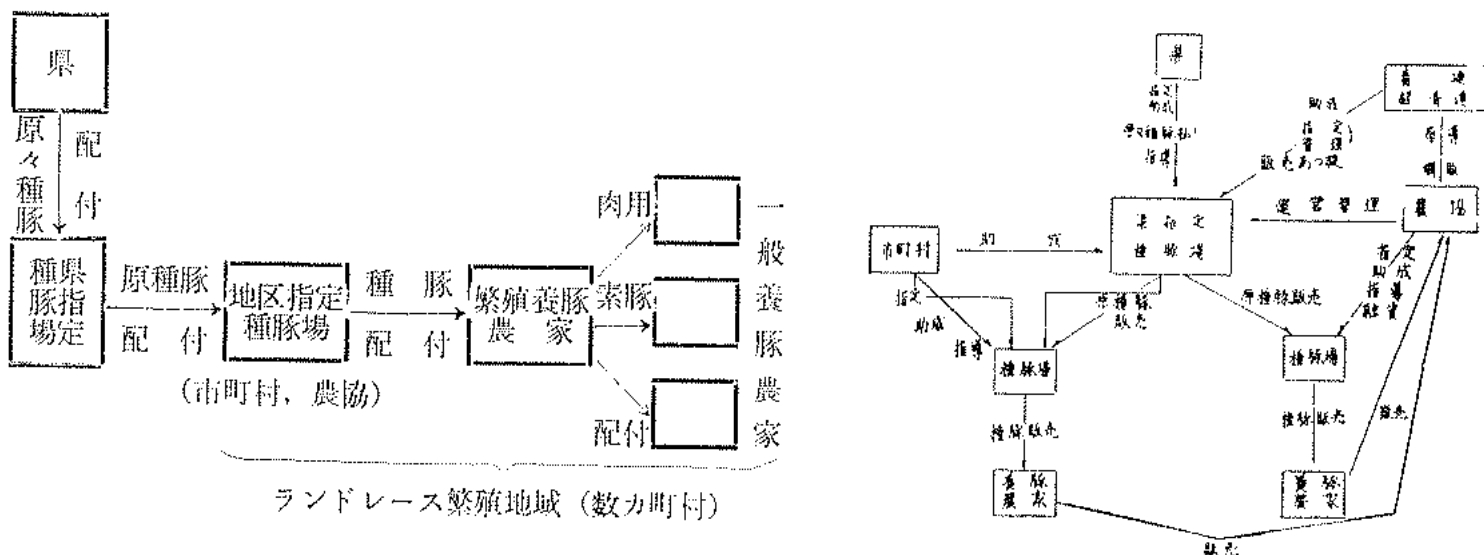
(1) 交配の方法

輸入15系統群を基礎にして、系統交配と異系交配を適宜行なう。

(2) 種畜生産率

めすは哺育頭数80%程度とし、雄は特別に優秀なものを選択する。

ランドレースの繁殖機構図



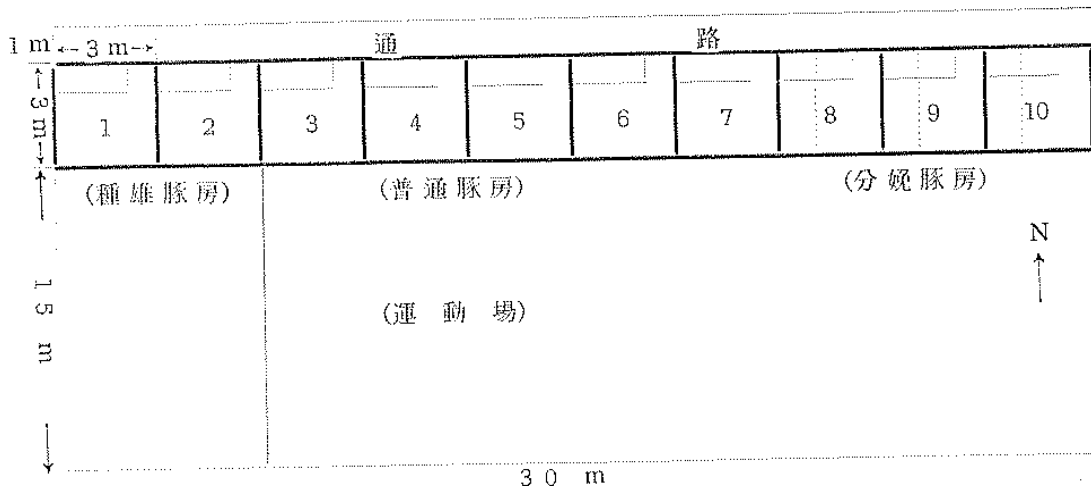
ランドレースの年度別増殖計画 (繁殖豚)

		昭 3 6	昭 3 7	昭 3 8	昭 3 9	昭 4 0	備 考	
年度始頭数		30	30	192	1,000	5,854		
内 訳	お す	5	5	39	63	120		
	め す	25	25	153	937	5,734		
増	生 産	お す		200	1,224	7,496	45,872	} 8 頭 × 2 回生産
		め す		200	1,224	7,496	45,872	
	小 計		400	2,448	14,992	91,744	} 県外移入	
	移 入	お す		2	5	10		
		め す						
	小 計			2	5	10	20	
計			402	2,453	15,002	91,766		
減	へい死淘汰	お す		40	245	1,500	9,174	} 生産頭数 × 20%
		め す		40	245	1,500	9,174	
		小 計		80	490	3,000	18,348	
	と 殺	お す		128	960	5,949	36,488	} (めす) (生産 - へい死淘汰) × 20%
		め す		32	195	1,199	7,340	
		小 計		160	1,155	7,148	43,828	
計			240	1,645	10,148	62,176		
差 引 増	お す		34	24	57	230		
	め す		128	794	4,797	29,358		
	計		162	808	4,854	29,588		

- (注) 1 ランドレースは原種の段階であるので、当分の間は景気変動に拘らず順調な増殖が可能とする。
 2 昭和39年度末、繁殖豚頭数の目標を雄120、雌5,734計5,854頭とする。
 3 雄と精液は極力県外移入し、血液更新を図る。

指定種豚場の施設構造平面図 (最低基準)

建 坪 120平方m (約30坪) 運 動 場 450平方m (約120坪)



岡山畜産便り 1962.06

(3) 血液更新

県は、種雄豚及び精液を計画的に県外から移入し、指定種豚場の種雄豚は配置換え等により交互に更新を図る。

(4) 飼育管理

初産の種付月令は、生後8ヵ月前後で体重110kg以上になったものとし、その他の飼育管理については、中ヨークシャー種に準じて行ない、必要な事項についてはその都度適切な指導をする。

(養豚登録)

第5 養殖豚は、すべて日本種豚登録協会に登録されたものとし、生産仔豚のうち種豚にするものは、乳前に必ず仔豚登記し、育成後第一産分娩までに種豚登録検査を実施する。

(払下げ)

第6 県で生産した種豚は、原種豚として、豚コレ

ラ予防注射及び駆虫を実施して生後2ヵ月前後で県指定種豚場へ有償払下げする。

(2) 種豚の払下げを受けようとする者は、別記様式第一号によるランドレース種豚払下申請書を知事に提出する。

(3) 種豚にならなかったものを肉用素豚として廃用払下げを受けようとする者は、別記録様式第2号によるランドレース種豚廃用払下申請書を知事に提出する。

(払下げの対価等)

第7 種豚の払い下げ価格は、その都度知事が個体別に定める。

(2) 廃用払下げの決定は、払下申請人の指名競争入札による。

(3) 払下げ価格は、すべて現地における引渡し価格とし、代金納入後現畜を引渡す。

〔注〕 生産牧場 九 系統 一五 飼腹 一〇組 二三頭(内雌三頭)
酪農、和牛は試験場名

種別	性別	名	号	生年月日
酪農	♀	エツジマンオブチャイラゴルドン	二五二	三六・五・一
酪農	♀	チャイラゴルドンラベナ	二六四	三六・五・一
酪農	♀	エリアナオブチャイラゴルドン	二四一	三六・二・二四
和牛	♀	チャイラゴルドンエリアナ	三六七	三六・二・二四
酪農	♀	ボデルオブチャイラゴルドン	二五九	三六・三・一二
酪農	♀	ジェンナオブチャイラゴルドン	一〇二七	三六・五・一二
酪農	♀	ジェンナオブチャイラゴルドン	一〇二九	三六・五・一二
酪農	♀	エーヤモレー	六二〇	三六・二・二〇
酪農	♀	エーヤモレー	六一八	三六・二・二〇
和牛	♀	エーヤモレー	六一四	三六・二・二〇
和牛	♀	エーヤモレー	六一〇	三六・二・一八
酪農	♀	ベールオブスタルビニ	四四二	三六・三・一六
酪農	♀	ボデルオブスタルビニ	二二四	三六・三・一一
酪農	♀	ボプトルオブスタルビニ	二二七	三六・三・一一
酪農	♀	ウーオブスタルビニ	四三四	三六・三・一五
和牛	♀	アスタシアオブスタルビニ	二二〇	三六・三・一五
和牛	♀	オーデーオブセルスロブ	二〇七	三六・四・四
酪農	♀	オーデーオブセルスロブ	二一〇	三六・四・四
酪農	♀	オーデーオブセルスロブ	二〇八	三六・四・四
酪農	♀	ラッキオブセルスロブ	一九四	三六・四・三
和牛	♀	バルモンオブリヤ	九四〇	三六・四・二五
和牛	♀	アルファオブリヤ	九四九	三六・四・二五
酪農	♀	タッベルオブトフト	一一六六	三六・三・一四
酪農	♀	アルファオブトフト	一一六四	三六・三・一五
酪農	♀	アルファオブトフト	一一三五	三六・二・二七
酪農	♀	アルファオブトフト	六四	三六・四・一八
和牛	♀	アルファオブトフト	六七	三六・四・一八
酪農	♀	アルファオブトフト	七一	三六・四・一一
酪農	♀	アルファオブトフト	七〇	三六・四・一一
酪農	♀	アルファオブトフト	四三一	三六・三・一一

輸入ランドレース名簿

年度別	指定カ所数	原々種豚配付計画	摘	要
計	三〇	五三〇	一カ所	三♀ 計一五
三七	一〇	一五〇		
三八	一〇	一八〇		
三九	一〇	二〇〇		

県指定種豚場の年度別設置計画